明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律（一九）　三
○人事訴訟法等の一部を改正する法律（二〇）　七
○古物営業法の一部を改正する法律（二一）　九
○都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（二二）　七

〔省　令〕
○機械等検定規則の一部を改正する省令（厚生労働六一）　五
○動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令（農林水産三〇）　七

〔告　示〕
○金融商品取引業等に関する内閣府令第百十六条の三第二項の規定に基づき信用格付業者の関係法人を指定する件の一部を改正する件（金融庁二四）　六
○防じんマスクの規格の一部を改正する件（厚生労働二一四）　一九
○建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の指定等をした件（国土交通六三一）　二〇

〔公　告〕
諸事項
裁判所　三
破産、免責、再生関係
特殊法人等　三
独立行政法人水資源機構早明浦ダム改築工事開始、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、東日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、日本私立学校振興・共済事業団共済規程の一部変更、日本弁護士連合会懲戒の処分、企業年金基金設立関係　六八
地方公共団体　七〇
教育職員免許状失効関係
会社その他　七二
会社決算公告

本号で公布された法令のあらまし

◇東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律（法律第一九号）（総務省）

1　題名の改正

法律の題名を「東日本大震災等に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律」に改めることとした。（題名関係）

2　合併特例債の発行可能期間の延長

平成二三年度において旧合併特例法第一一条の二第一項の規定により地方債を起こすことができる合併市町村に対する同項の規定の適用については、同項中「一〇年度」とあるのは、「二〇年度（合併市町村が東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二三年法律第四〇号）第二条第二項に規定する特定被災地方公共団体である場合又は同条第三項に規定する特定被災区域をその区域とする市町村である場合にあつては、二五年度）」とすることとした。（第二条関係）

3　施行期日

この法律は、公布の日から施行することとした。

◇人事訴訟法等の一部を改正する法律（法律第二〇号）（法務省）

一　人事訴訟法の一部改正関係

1　人事に関する訴えの管轄権

人事に関する訴えは、身分関係の当事者である被告の住所等が日本国内にあるときや、身分関係の当事者の双方が日本の国籍を有するとき等に、日本の裁判所に提起することができることとした。（第三条の二関係）

2　関連請求の併合による管轄権

一つの訴えで人事訴訟に係る請求と当該請求の原因である事実によって生じた損害の賠償に関する請求とをする場合について、日本の裁判所にその訴えを提起することができる場合を定めることとした。（第三条の三関係）

3　子の監護に関する処分についての裁判に係る事件等の管轄権

人事訴訟法第三二条第一項の子の監護に関する処分についての裁判や同条第三項の親権者の指定についての裁判に係る事件等について、日本の裁判所が管轄権を有する場合を定めることとした。（第三条の四関係）

4　特別の事情による訴えの却下

日本の裁判所は、訴えについて管轄権を有することとなる場合においても、事案の性質その他の事情を考慮して、日本の裁判所が審理及び裁判をすることが当事者間の衡平を害し、又は適正かつ迅速な審理の実現を妨げることとなる特別の事情があると認めるときは、その訴えの全部又は一部を却下することができることとした。（第三条の五関係）

5　請求の変更等

請求の変更による変更後の請求について日本の裁判所が管轄権を有しない場合における請求の変更の要件等を定めることとした。（第一八条第二項及び第三項関係）

6　管轄権に関する規定の整備

職権証拠調べ及び管轄権の標準時について、規定を整備することとした。（第二九条第一項関係）

7　人事訴訟を本案とする保全命令事件の国際裁判管轄

人事訴訟を本案とする保全命令事件について、日本の裁判所が管轄権を有する場合を定めることとした。（第三〇条関係）

二　家事事件手続法の一部改正関係

1　家事事件の管轄権

養子縁組をするについての許可の審判事件、特別養子縁組の離縁の審判事件、親権に関する審判事件、相続に関する審判事件などの家事審判事件や家事調停事件について、事件の類型ごとに日本の裁判所が管轄権を有する場合を定めることとした。（第三条の二～第三条の一三関係）

2　特別の事情による申立ての却下

日本の裁判所は、家事事件について管轄権を有することとなる場合においても、事案の性質その他の事情を考慮して、日本の裁判所が審理及び裁判をすることが適正かつ迅速な